

宇都宮市立図書館条例

(設置)

第1条 市は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり図書館を設置する。

名 称	位 置
宇都宮市立中央図書館	宇都宮市明保野町7番57号
宇都宮市立東図書館	宇都宮市中今泉3丁目5番1号
宇都宮市立南図書館	宇都宮市雀宮町56番地1
宇都宮市立上河内図書館	宇都宮市中里町182番地1
宇都宮市立河内図書館	宇都宮市中岡本町3397番地

(平4条例27・平18条例33、平19条例3・平23条例13・一部改正)

(事業)

第2条 図書館は、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、分類し、排列し、及びその目録を整理すること。
- (2) 図書館資料を一般公衆の利用に供し、その利用のための相談に応ずること。
- (3) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、講演会、資料展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- (4) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (5) 館報その他図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。
- (6) 他の図書館と図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (7) 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- (8) 学校、博物館、生涯学習センター、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。
- (9) その他図書館の目的を達するために必要な事業。

(平16条例45・平23条例13・一部改正)

(利用の制限)

第3条 教育委員会は、図書館を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号の一に該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (3) 施設又は附属設備をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(平9条例22・旧第4条繰上・平23条例13・一部改正)

(手数料)

第4条 図書館資料のうちマイクロフィルム又は国立国会図書館から貸出しを受けた資料の複写を依頼しようとする者は、複写1枚につき、100円の範囲内において規則で定

める手数料を納付しなければならない。

- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(平 9 条例 22・旧第 5 条繰上・一部改正, 平 23 条例 13・一部改正)

(喫茶コーナーの使用)

第 5 条 宇都宮市立南図書館に附属する喫茶コーナーを専用して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて喫茶コーナーを使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平 23 条例 13・追加, 平 24 条例 17・旧第 6 条繰上)

(指定管理者による管理)

第 6 条 市長は、図書館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。

(平 23 条例 13・追加, 平 24 条例 17・旧第 7 条繰上)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 7 条 前条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第 2 条第 1 号から第 6 号までに掲げる事業
- (2) 第 3 条の利用の制限
- (3) 図書館の維持及び管理
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

- 2 前項に規定する場合において、第 3 条の規定の適用については、同条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平 23 条例 13・追加, 平 24 条例 17・旧第 8 条繰上)

(管理の基準)

第 8 条 第 6 条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者は、この条例、この条例の施行規則及び図書館の管理に関する協定の定めるところに従い、適正に図書館の管理を行わなければならない。

(平 23 条例 13・追加, 平 24 条例 17・旧第 9 条繰上・一部改正)

(委任)

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平 9 条例 22・旧第 7 条繰上, 平 23 条例 13・旧第 6 条繰下, 平 24 条例 17・旧第 10 条繰上)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 56 年規則第 35 号で第 1 条, 第 6 条及び第 7 条の規定は, 昭和 56 年 4 月 1 日から施行)

(昭和 56 年規則第 51 号で第 2 条から第 5 条までの規定は, 昭和 56 年 7 月 7 日から施行)

附 則 (平成 4 年 3 月 24 日条例第 27 号)

この条例は, 規則で定める日から施行する。

(平成 4 年規則 28 号で (第 3 条第 2 項第 1 号の次に 1 号を加える改正規定を除く。) 平成 4 年 4 月 1 日から施行)

(平成 4 年規則 51 号で第 3 条第 2 項第 1 号の次に 1 号を加える改正規定は, 平成 4 年 8 月 1 日から施行)

附 則 (平成 4 年 3 月 24 日条例第 22 号)

この条例は, 平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 6 月 27 日条例第 41 号)

この条例は, 公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 27 日条例第 45 号)

この条例は, 平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 5 日条例第 3 号)

この条例は, 平成 19 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 24 日条例第 13 号)

この条例は, 平成 23 年 7 月 16 日から施行する。ただし, 第 1 条中第 1 条の表の改正規定 (「宇都宮市立図書館」を「宇都宮市立中央図書館」に改める部分に限る。) 及び第 2 条から第 5 条までの改正規定は, 同年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 23 日条例第 17 号)

この条例は, 平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

(平 23 条例 13・追加)

施 設 名	金 額
喫茶コーナー	月額 53,500 円